

競争的研究費等における不正使用の発生時または告発等の取り扱いに関する内規

2015（平成 27）年 2 月 20 日

大学評議会承認

最近改訂 2022（令和 4）年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この内規は、「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程（以下、「取り扱い規程」という）」第 18 条に基づき、通報窓口に通報があったとき、あるいは競争的研究費等の適正使用に疑義ある事案が発生したときの対応等について定める。

（告発等の定義）

第 2 条 告発等とは、取り扱い規程第 15 条 2 の規定に関する本学内外からの疑いの指摘（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）および本人からの申出等について、通報窓口において受け付けたものをいう。

（告発等の受付）

第 3 条 告発等を受け付けた通報窓口は、その内容等を速やかに最高管理責任者に報告する。

（調査要否の判断）

第 4 条 前条により報告を受けた最高管理責任者は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認のうえ、調査の要否を判断し、その結果を資金元に報告しなければならない。

（調査委員会の設置および調査）

第 5 条 前条にかかり最高管理責任者は調査の必要があると判断した場合、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は以下の者を以て構成し、統括管理責任者はその長となる。

1. 統括管理責任者
2. コンプライアンス推進責任者
3. 学術支援課長
4. 本件と利害関係を持たない外部の有識者
5. その他、統括管理責任者が必要と認めたる者

3 調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、その認定を行い、最高管理責任者に報告する。

（資金元への報告および調査への協力等）

第 6 条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法等について資金元に報告、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金元に提出するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を資金元に提出するものとする。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、調査委員会はこれを速やかに認定し、最高管理責任者が資金元に報告するものとする。

4 最高管理責任者は前項の他、資金元の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当該資金元に提出するものとする。

5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金元の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じるものとする。

（事務所管）

第 7 条 この内規に関する事務は、学術支援課研究支援室の所管とする。

（改廃）

第 8 条 この内規の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が行う。

付 則

この内規は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から改訂施行する。（事務組織改編等により一部変更）

この内規は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から改訂施行する。（事務組織改編等により一部変更）

この内規は、2022（令和 4）年 4 月 1 日から改訂施行する。（「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程」改訂により一部変更）